



税理士が教える経営に役立つ税制情報／

TAX & LAW



TKC近畿兵庫会加古川支部
広報委員 伊藤智子

インボイス対応 チェックしておきたいポイント

今年10月から導入された消費税の「インボイス制度」は全ての企業に影響があります。自社の状況をチェックし、しっかりに対応しましょう。

CHECK① 自社の適格請求書発行事業者登録番号を得意先に伝えましたか

CHECK② 要件を満たすインボイスを発行する準備ができていますか

インボイスに記載が必要な事項は次の通りです。これまでの区分記載請求書から、新たに太字がインボイスに追加されました。

- 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号
- 取引年月日
- 取引内容（軽減税率の対象品目である場合には、その旨）
- 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜きまたは税込み）および適用税率
- 税率ごとに区分した消費税額等
- 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

CHECK③ インボイスに記載する消費税額の計算方法は決まっていますか

インボイスには税率ごとに区分した消費税額等を表示しなければなりません。消費税額等の端数計算の方法は、切り捨て、切り上げ、四捨五入を自由に設定できます。消費税額等の端数処理は1つのインボイスにつき、税率ごとに1回です。商品明細ごとに端数処理を行うことは認められません。

CHECK④ 仕入れ先が適格請求書発行事業者になっているか確認しましたか

適格請求書発行事業者以外からはインボイスを受け取ることができません（従来通りの請求書等を受け取ることになります）。

CHECK⑤ 経費の支払先にどのようなところがあるか確認していますか

商品・材料の仕入れ先以外に支払っている経費等の消費税等も仕入税額控除対象です。【例】旅費、交通費、通信費、飲食費、手土産代、修繕費、車両や機械の購入

次の場合はインボイス不要です。帳簿のみの保存で仕入税額控除が可能です。

- 税込み3万円未満の公共交通機関での旅客運賃、自動販売機での購入、郵便切手類を対価とする郵便サービス、従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、日当、通勤手当等
- 基準期間における課税売上高が1億円以下（または特定期間における課税売上高が5,000万円以下）の事業者が支払う税込み1万円未満の課税仕入れ。制度開始から6年間は、この経過措置が講じられます（少額特例）。

CHECK⑥ 会計ソフトはインボイス制度に対応していますか

使用している会計ソフトのインボイス対応状況をしっかり確認しましょう。帳簿を手書きしている場合、対応は困難です。この機にシステム化をお勧めします。

参考文献：「インボイス対応 チェックしておきたい11のポイント」

